

広島県告示第八百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成十九年八月六日

広島県知事 藤田雄山

病院又は診療所

名称	新	旧	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
	新	旧					
小園内科・循環器科	広島県立障害者療育支援センター 重症心身障害児施設わかば療育園	広島県立心身障害者コロニー重症心身障害児施設わかば療育園	東広島市八本松町米満一九八―一	精神通院医療	精神科・小児科	岩崎學	平成一九年四月一日
小園内科医			三原市城町二丁目二一	精神通院医療	内科	小園昇	平成一九年七月二日